

井原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項の規定に基づき、本市が実施する井原市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合事業は、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、第5条に規定する対象者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。（以下「通知」という。））で使用する用語の例による。

(事業内容)

第4条 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス・活動事業（第1号事業。以下「第1号事業」という。）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 総合事業訪問介護

(イ) すまいるサービス

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 総合事業通所介護

(イ) はつらつデイサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(ア) ケアマネジメントA

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 第1号事業の対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第53条に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 第1号被保険者のうち、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げる基準のいずれかに該当する者（以下「事業対象者」という。）

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わるものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第6条 第1号事業に要する費用の額は、市長が別に定める。

(第1号事業支給費)

第7条 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 訪問型サービス及び通所型サービス 前条に規定する第1号事業に要する費用の額のうち訪問型サービス又は通所型サービスに係る額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第59条の2に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80又は100分の70）に相当する額
- (2) 介護予防ケアマネジメント 前条に規定する第1号事業に要する費用の額のうち介護予防ケアマネジメントに係る額

(給付制限)

第8条 法第69条の規定は、第1号事業に係る事業対象者の認定について準用する。

この場合において、市長は、居宅要支援被保険者等について、介護保険料徴収権消滅期間があるときは、第1号事業支給費の給付を制限することができる。

2 市長は、総合事業による給付を受ける居宅要支援被保険者等が法第69条に規定す

る給付額減額等の記載を受けているときは、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した第1号事業支給費の額について、前条第1号中「100分の90」及び「100分の80」とあるのは、「100分の70」と、「100分の70」とあるのは、「100分の60」とする。

(支給限度額)

第9条 法第19条に規定する要支援認定を受けた者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が第1号事業を利用する場合の支給限度額は、介護予防サービス費等区分支給限度基準額の二のイに規定する要支援1について、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(事業の委託及び指定)

第11条 市長は、適当と認める者に対し、総合事業の全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、適当と認める者が運営する事業所を、総合事業を実施する事業所として指定することができる。

(利用料)

第12条 市長は、総合事業を通知別記1の2(4)の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、総合事業の利用者に対して総合事業の実施に要する費用の一部を負担させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。